

1991年11月28日

建設大臣 山崎 拓殿

環境庁長官 中村 正三郎殿

北部丘陵地域の自然を守る市民会議

代表委員 竹 中 順 三

代表委員 立 澤 史 郎

連絡先：大阪府茨木市駅前3丁目8番13号

茨木市職労内

大阪府茨木市・箕面市北部丘陵開発（国際文化公園都市）にかかわる 都市計画に関する申し入れ書

茨木・箕面北部丘陵開発（国際文化公園都市）にかかわる都市計画のうち建設大臣の認可を必要とする事項については、すでに大阪府知事案が建設省都市局長あてに提出され、通達（昭和44年10月30日都計発第136号、建設省都市局長通達）に基づいて事前の協議が行なわれているものと承知している。しかしながら、大阪府知事案は環境保全について何ら配慮されていない「乱開発計画」そのものであり、茨木市民にとって断じて容認できないものである。因みにいま開かれている臨時国会の所信表明に対する代表質問に対して、宮沢総理は「開発プロジェクトについては環境保全にも十分配慮していく考えである」と答弁しているところである。よって建設省都市局におかれましては、国の関係行政機関との事前の協議、意見聴取のうえ大阪府に対して、本都市計画決定時期の延期、計画案の大幅見直しを指導されるよう強く求めるものである。

（理由）

その一 茨木市民の合意がえられていない、市民不在の計画案である。

本計画案に対して「北部丘陵地域の自然を守る市民会議」（以下「市民会議」という）が行なった茨木市内全自治会長アンケート（対象者478人、回収率58.9%）では、38.8%が計画について、「ほとんど知らない」とこたえ、また43.1%が「環境破壊や交通渋滞などさまざまな犠牲をもたらすものだ」と批判的意見をもっているものである。さらに「おおむね賛成」と回答した人はわずか16.6%にすぎず83.4%が計画の「白紙撤回」か「見なおし」を主張しているものである（別添資料①参照）。

また茨木市都市計画審議会でも出席委員17名のうち農業委員会代表委員3名（臨時委員2名をふくむ）が反対したものである（別に市会議員1名も反対）。市主催の説明会でも出席者のほとんどが反対意見を述べ、さらに大阪府主催の公聴会でも公述人15名中13名が反対意見を述べているものである（別添資料②参照）。

こうした結果をみても本都市計画案が民主的な手続きを経てすすめられていない事は明白である。

その二 交通渋滞の一層の激化、周辺整備の置き去り、ゴミ問題の深刻化など大阪府のいう「市域の調和のある一体的発展」の名に値しない市民犠牲の計画である。

茨木市にとって空前絶後の大規模な開発計画をめぐって、市民の一番の関心は交通網の整備である（上記、自治会長アンケートより）。またこの開発を通じて「市域の調和ある一体的発展をめざす」立場で検討されなければならない事は、行政当局自ら認めるところである。とくに道路の整備、モノレール整備、バスサービス網の再編強化策を明示することが不可欠の課題であることはいうまでもない。ところが第一に本開発地区の主要な公共輸送機関であるモノレールの都市計画案が同時に示されていないこと。第二に茨木市街地に向けて国道171号線以南の道路計画が既存の道路計画のみで交通渋滞緩和やバス路線再編強化のための新たな都市計画道路の計画案が含まれていないこと。第三に開発地区以北の道路整備計画が具体的に担保されておられないこと。第四にバス路線の再編強化にとって不可欠のJRと阪急茨木の駅前整備計画が明示されておられないことなど市民の声が全くもりこまれていない。よって、指摘の点を含めた都市計画案を示してあわせて、是非を決定すべきである。

また、ゴミ処理も既存のゴミ処理施設の増設で対応するとのことであるが、近隣住民は同意できないことを茨木市に通告しているところである。

その三 緑地は開発区域の面積のわずか10%（それも、今回都市計画緑地として計画決定手続きがとられていない）で、茨木市民にとって貴重な里山を一掃する自然環境保全に全く配慮のない「乱開発計画」である。

1.北摂山系の重要性、茨木・箕面北部丘陵の重要性をもう一度考えてください。

①北摂山系は金剛生駒・和泉葛城とならび大阪府の外帯地域を形成し、地勢・生態・景観・歴史・教育などさまざまな点で、北摂地域および大阪府の風土的特色の基盤となっています。とくにその自然環境は自然林の少ない大阪府下において広葉樹林率が約28%と他の山系より多く残り、大阪府下に出現する鳥類や哺乳類のほとんどの種がまだ生息しています。よって北摂山系は自然環境保全法（第22条）で指定される自然環境保全地域としても十分の質と量を有しており、860万都市大阪にとって素晴らしい未来の財産です。

また北摂山系は土・水・空気といった私達の基本的生存環境を維持するとともに学習の場・心の拠り所として多くの人々をひきつける魅力をも兼ね備えています。さらに課外活動やハイキングなどさまざまなレクリエーションや自然教育の場として、北摂や大阪府はおろか各地から人々が集い、憩いの場ともなっています。

そのなかでもとくに茨木北部丘陵には、古代の面影を残す竜王山周辺のカシ林やキリシタン遺跡、古墳群など全国に誇れる自然と歴史が多くの人々の努力で維持され、また自然歩道も整備されて各所を訪ねることが出来ます。静かに歩くとリスやタヌキ、キツネが出てくることさえあります。これらの人と自然が調和した里山の姿を、わたしたち茨木市民はかねてより誇りに思っていました。質の高い自然が残っているからこそ、高い文化的活動も生まれてくるのではないのでしょうか。そして私たち市民が住んで感じる茨木の魅力も、やはり朝夕に眺める、四季折々の丘陵の自然にあるのです。これは京都の人々が古来大文字山を眺め、慈しみ、そして訪ね親しんできたことと全く同じです。

いま各地の地方自治体がこのような里山地帯を積極的に残し、さらに復元していく事業が行なわれつつあります。欧米ではさらに進んで、生態系の質を高める（エコアップ）ことで、住民の定着率を高める事も行なわれています。大阪府自然環境保全審議会の答申（1985年9月）も、「所得水準の向上、余暇時間の増大、価値観の多様化、高齢化社会への移行等によって、より豊かな自然環境とのふれあいを求める府民の希求は、一層高まるものと予想」し、近郊緑地保全区域などについても、自然公園法の開発規制に準ずる行政指導を行なうなどして、都市的土地利用のインパクトを受けやすい山地丘陵部の保全をはかることを求めています。

2.今の計画で本当にいいのでしょうか？

上記のように山地丘陵部の保全の必要性がますます高まっている時期に、茨木市域だけでも600ヘクタール近くの自然を改変・人工化することに、どのような意義があるのでしょうか。

この開発行為によって自然・文化・生活などあらゆる面で悪影響あらわれることは必至であります。

①緑被率も「緑のマスタープラン」ではこの地域は60%と定められていますが、計画ではその具体策は明示されていません。大阪府緑化推進構想では大阪全体の緑被率の目標を40.4%としているものの達せず、とくに市街化区域のみどりの少なさは定評のあるところですが、現状でも市域全体で40余%の茨木市で数百ヘクタールもの森林を失ってしまっているのでしょうか。

（以下、環境影響評価準備書案の内容に関連して）

②水脈はどうなりますか。計画地は、これまで水田を潤わしてきた地下を含む水脈があります。たとえ直接手を加えなくとも、水量や水質、流路の変化は、そこに永らく住んできた生物たちを失うことになりかねません。当該地域だけでなく、同じ下流の水系までふくめて今回の計画による河川および水脈への影響を検討されています。

③環境影響評価準備書案では、ハッチョウトンボやムカシヤンマは「確認されていないから予測・評価の対象にしていない」とのことですが、生物学的には当該地域の、そのまた調査地域だけの調査でそのように結論付けられるのでしょうか。おとなりの高槻市では、市民の地道な調査によって、ようやく貴重種ムカシトンボが発見された経緯もあります。また地域の自然度の高さを示すモリアオガエルについては「産卵可能な池を造成・管理することで一定の生息環境は確保できる」とされていますが、そこで継続して代々繁殖できる条件については検討されていません。モリアオガエルの研究者は全国でもそう多くありませんが、その生息環境の微妙さについては定評のあるところですが。

④哺乳類についてはとくに茨木市の説明の内容が意味をなしておりません。「哺乳類については人目につきやすく識別もしやすい」との事ですか、鳥などに比べて全く逆だといえます。この点、学識経験者の意見をきかれての説明とは言えません。責任ある説明が是非とも必要です。「（哺乳類は確認しやすいが、）念のため聞き取り調査を実施し」「その他については現地調査を行なった」という説明も理解ができません。哺乳類の現地調査は行なわれなかったのでしょうか。それは学術的に見て、生息確認の方法として妥当なものとはいえません。

⑤茨木市の委託による「日本野鳥の会」の調査（1988年3月）では生息の可能性が示唆されているのに、オオタカ等について「今回の現地調査では確認されておらず生息の可能性は少ない」として片付けてしまうのは、あまりにも非科学的であります。

⑥とくに全国的に見ても、北摂の個体群が重要な位置を占めると思われる種がいくつかあります。たとえばシカについては、北摂山系は北近畿分布域の南縁にあって、現在すでに、3地域に分断されていると云われています。なかでも近畿圏の保全地域の重要な保全地域ともなっている箕面地域においては、シカ個体群は完全に周囲から孤立しており、周辺の個体群との交流を確保することが、つまり「緑の回廊」などによって森林をつないだ状態で生息環境を保全することが急務といわれています（大阪府下のニホンジカの数と分布：1989年大阪府）。茨木市の北部丘陵は、まさに高槻市・亀岡市の分布域と箕面市の分布域をつ

なぐ生命線であり、大阪府などの調査によって近年ようやくシカの分布回復がみられているところです。この時期に北部丘陵、とくに忍頂寺・大岩―鉢伏山―粟生という、非常に希薄ながら、箕面市・高槻市の双方からシカが流入し、交流度を高めていく可能性のある、地域を宅地化することは、茨木市で復元しつつあるシカ個体群を窮地に追い込むばかりでなく、非常に貴重な箕面市の個体群を近親交配等により消滅に追い込むことにつながります。それは他の中・大型哺乳類でも同様です。

これらに点については、近年ようやく明らかになってきた事実であり、検討も行なわれていないと思われませんが、是非とも全国的な見地からも計画の見直しをしていただきたい点です。

⑦他に、当該地域ではニホンアナグマやニホンムササビといったこれまでほとんど確認例がなかった種の情報が断片的ながら、出てきております。これらについては、環境庁の選定種であることでもあり、もっと詳細な生息状況調査を行なうべきであります。

⑧生息地が分断されたり、縮小されることで追い出された動物のうち「縄張り制」をもつ種の個体が、周辺地域に移住して、定住できる可能性は非常に少ないことが近年の研究で明らかになっています。たとえばタヌキなどの研究でも最後にほとんど死亡してしまっています。現在北部丘陵で野性動物の交通事故が多発していることをご存じでしょうか。ある調査では少なく見積もっても人間の死亡者数の数十倍ということです。この内の多くは道路工事や宅地化、伐採などによって定住圏を追い出されて放浪するうちに輪禍にあったものでしょう。当該地域で開発を行なっても周辺に移住して生きていけるとお考えなのでしょうか。

そうでないことは、今日も子供達が胸を痛める路上の屍が物語っています。

⑨計画地区は都市部をとりまくみどりを構成する北摂山系に位置し、周囲に美しい田園風景や歴史的環境をとどめる場所であると同時に、自然と調和のとれた街づくりが主要なテーマになっていることから都市景観の保全ということがとくに重視されなければならないといえます。

景観資源の状況を見ると大阪平野からの眺めでは、(仮称)泉原スカイライン、(仮称)佐保スカイライン、計画地区の山麓部尾根と3段階のスカイラインを中心に前景の斜面が緑の屏風として重要であります。また地区の風土景観においては丘陵部斜面および茨木川の谷部が文化財や景観木等の分布も含めて重要な役割をもっているといえます。

よって、やむをえず開発が行なわれる場合においては「山際の保全」を中心に安威、福井、宿久庄などの旧集落と丘陵部の斜面緑地の一体的保全、および安威古墳群、将軍山古墳群等の重要な文化財の保全とこれを取りまく緑地による修景などがあわせて不可欠であります。

さらに、茨木市内のそれぞれの地点からの景観で、とくに配慮しなければならないのは、遠景の茨木市役所からでは、開発区域の東部ブロックで、開発による影響が大きく手前に相当まとまった自然緑地を確保する必要があります。中景の竜王山からはサニータウンと計画地区の領域を明確にする緑地による景観を形成する必要があります。また近景のサニータウンからは計画地区尾根部を保全し、近景の緑地景観を確保すること、上福井集落からは視点の北～東方向についてはサニータウンに連担する住宅地景観にならないような防止策が必要であります。

北摂の素晴らしい動物相は、たとえば哺乳類においても、個体数としてはいずれもおおいとは云えません。しかしそれらが、地元の人々とうまく環境資源を分かちあって暮らしてきた結果、微妙な里山の生態系が構成されてきたものだといえます。また、それらが北部丘陵のみに生息するものでないことも事実ですが、しかし箕面市をはじめ周辺に及ぼす影響は長期的にみれば決して少なくありません。そして何よりも茨木市にこのような自然が残されていることが、わたしたち市民にとって大きな誇りであり、心の糧であるのです。

これまで、同様な開発によって禍根を残した例が各地にあります。私達は茨木市がそのような殺伐とした姿になることを望みません。上記のような先祖から引き継ぎ、また再生しようとしている郷土の自然を、私達の無配慮な行為によって次の世代に引き継げなくなることは避けたいものです。

このような大規模な開発計画にもかかわらず、あまりにも自然環境や市民生活に及ぼす影響の予測がずさんです。

◎総括的指摘事項～緑地とりわけ自然緑地の保全について自然環境保全と関係市民の願いにこたえて少なくとも開発区域の40%以上の都市計画緑地の確保し、公園都市の名にふさわしい高水準の緑被率の維持を行なうべきである。また科学的な調査・予測にもとづき、自然緑地の保全は生態系の維持の観点からも一定面積以上のまとまりのあるものとし、これを緑の自然回廊・緑道や遊歩道などで結ぶなど都市景観や市民の利用面でも適切に配置すべきである。とくに、椿山周辺はまとまった相当面積の自然緑地を保全すべきである。

以 上